

〔翻訳〕

権力とノルム

ミシェル・フーコー
藤田博文*・深澤 敦**訳

「権力とノルム」についての解説

ここに訳出したテキスト「権力とノルム *Le Pouvoir et la norme*」は、ミシェル・フーコー (Michel Foucault, 1926-1984) がコレージュ・ド・フランスで1973年3月28日におこなった講義の内容を示したレジユメないしノート (以下、レジユメ/ノートと記す) である。

このテキストは、以前にはパリにある *l'Association pour le Centre Michel Foucault* に保管されていたが、1998年以降このセンターは活動を停止しており、今現在このテキストはパリの IMEC (Institut Mémoires de l'Édition Contemporaine) によって保管 (このテキストの資料請求番号は「D67」) されている。このテキストは未刊のそれであり、したがってこの研究所においてしかそれを閲覧コピー禁止 することができない¹⁾。

この未刊のテキストは、上述したようにコレージュ・ド・フランスの講義の内容が示されたレジユメ/ノートである。フーコーは1970年4月12日にコレージュ・ド・フランスの教授会によって、ジャン・イポリット (Jean Hyppolite) によっておこなわれていた「哲学

思想の歴史」講座に代わって、「思考システムの歴史」講座の教授に選出・任命された。彼はこの講座を、1977年の研究休暇 *année sabbatique* を除いて、1971年の1月から彼が死をむかえる1984年6月まで受け持った²⁾。

このコレージュ・ド・フランスの『年鑑 *Annuaire*』にフーコーは学年度毎の自分の講義レジユメを書いており、その講義レジユメは、再び集成され、1989年にジュリアル社から *Michel Foucault Résumé des cours 1970-1982*³⁾ として出版されている。ここに訳出したテキストは、この『年鑑』の講義レジユメではなく、1973年3月28日におこなわれた講義のレジユメ/ノートである。しかし、IMECの資料目録 *inventaire* やそこに保管されているテキストには、このテキストの筆者が明記されていない。とはいえ、《transcription pirate》という、IMECに保管されているテキストの説明書から判断すると、英語版テキストの編集者が理解するように別の人が講義を聴いて取ったノートと考えられる⁴⁾。だからといって、このことがテキストの価値そのものを落とすものではないということは、いうまでもない。

というのも、このテキスト「権力とノルム」は、未刊であるという理由だけで価値があるのではなく、フーコー自身の研究のクロノロジー

* 立命館大学大学院社会学研究科博士後期課程

** 立命館大学産業社会学部教授

やその内容の面からみても重要であるといえるからである。

このテキストが示している1973年3月28日の講義は、1972-1973年度にかけておこなわれた講義全体のタイトルである「懲罰社会 La société punitive」(『年鑑』)の中に位置する。この「懲罰社会」の講義レジメにおいてフーコーは、18世紀末から19世紀初頭における刑罰制度と監禁の関係の変化というテーマをとりあつかっており、この転換期において監禁(監視と管理のメカニズム、すなわち監獄)が刑罰制度に属するようになったことを指摘する。そして彼は、この変化が新しい違法行為に対応しており、そのいくつかの違法行為の中でも最も重要な形態が、労働者の身体とその生産諸装置への適用のされ方に関わっていることを指摘する。そこからフーコーは、その転換が主としてひとつの「道徳思想の歴史 *histoire des idées morales*」に属するのではなく、「身体の歴史 *histoire du corps*」の一章に属すると結論づける。

1972-1973年度にかけておこなわれたこの「懲罰社会」講義の中のひとつ、「権力とノルム」講義では、労働力に焦点を合わせつつ、「慣習 *habitude*」、慣習のひとつの連鎖 *nexus* である「(社会的)ノルム」、そしてノルムとしての慣習の獲得に台座として役立つ「権力(規律・訓練 *discipline*)」、すなわち慣習 ノルム 規律・訓練という系列が、レジメ/ノートという形式であるとはいえ、1973年3月の時点で、ある程度まとまったかたちで問題化され、論じられているという点で重要なテキストであるといえる。

さらに「権力とノルム」講義においてフーコーは、彼が提示する「権力」を、それと一線を画すべき他のいくつかの権力類型との関係の中

で定義し、その作用を説明している。すでに1973年の時点でこのようにある程度まとまりをもって「権力」を定義し、その作用を説明しているという点においてもこのテキストは重要であるといえる。

最後に、フーコーは「権力とノルム」講義において、規律・訓練システムを、デュルケム(Emile Durkheim)の「アノミー *anomie*」の議論を参照しつつ、社会学の対象である「社会」との関係でとらえたり、また社会学が「権力-知」において重要な位置を占める統計学によって生み出されたことを指摘する。この点で、フーコーの理論と社会学の関係を今後考えていくための契機を与えてくれる可能性をもった重要なテキストであるといえる。

このように未刊のテキスト「権力とノルム」は、クロノロジーの面からも、内容の面からも、今後のフーコー研究の発展のための契機となる可能性をもったテキストであるといえる。

なお、訳文の[...]内は、IMECに保管されているテキストのページ数であり、[...]内は訳者による補足である。また原文の“...”は、訳文では「...」を使用する。

注)

- 1) しかし「権力とノルム」は、*Michel Foucault: Power, Truth, Strategy* (ed., Meaghan Morris and Poul Patton, Feral Publications, Sydney, 1979, pp.59-66) で W. Suchting によって「海賊版」として英訳されている。なお、この英訳テキストの訳注には、*Mikrophysik der Macht. Über Strafrecht, Psychiatrie und Medizin* (Internationale Marxistische Diskussion 61, Berlin: Merve Verlag, 1976) というドイツ語版を参照したことが述べられている。本稿での邦訳は、IMECに保管されているテキストをもとにして訳出した。

- 2) フーコーとコレージュ・ド・フランスの関係については, D. Eribon, *MICHEL FOUCAULT*, 2éd., Paris, Flammarion, 1991 (田村俣訳『ミシェル・フーコー伝』新潮社, 1991年); *Michel Foucault «Il faut défendre la société». Cours au Collège de France (1975-1976)*, éd. s.dir. F. Ewald et A. Fontana par M. Bertani et A. Fontana, Paris, Gallimard/Seuil, coll. «Hautes Études», 1997; *Michel Foucault Résumé des cours 1970-1982*, Paris, Julliard, 1989を参照。
- 3) 1982-1983年度と1983-1984年度の講義レジュメがこの本に載せられていないのは, フーコーが健康状態を損なっていたため, 講義レジュメを完成させることができなかったためである。
- 4) さらにこのように筆者が考えたのは, IMECに保管されているテキストには, その細部においてかなりのタイプミスが認められるからだし, また解釈上の一定の限界があるかもしれないからである。なおIMECに保管されているテキストの説明書きについては, 本稿の訳文の直前に原文のまま記した。

(藤田 博文)

FOUCAULT (Michel) D67

Le Pouvoir et la norme : Cours du 28 mars 1973 au Collège de France / Michel Foucault.
— S. I. : s. éd., s. d. — 7p. (sur 3p) ; 30cm. —
Transcription pirate, mais parue ultérieurement in : Power. Truth. Strategy / Michel Foucault ; Meaghan Morris et Paul Patton éd.
— Sydney : Feral Publication, 1979. — 184p.
; 21cm.—

[P.1]

権力についての〔以下の〕4種類の分析と一線を画さなければならぬであろう。

1) 権力の領有 *appropriation* についての理論的図式, すなわち権力とは人が所有しある人たちが所有し, それ以外の人が所有しないものという思考。〔この説によれば〕人々のある集団, つまり権力を所有し, かつブルジョワジーであろう一つの階級が社会の中に存在するであろう。

2) 権力の局在化についてのテーマ。すなわち政治的権力がいくつかの諸要素, しかも主として国家諸機構の中に常に局在化されるという思考。権力の諸形態と政治的諸構造との間の適合のテーマ。

3) 従属のテーマ。権力は一つの生産様式を維持し, 更新し, 再生産する一定の方法であるという思考。すなわち権力は, 歴史的ではないにしても, 少なくとも分析的には常に前提となる一つの生産様式に絶えず従属させられるであろうという思考。

4) 権力は, 認識の次元においてイデオロギー的な諸効果しか決して産出することができないというテーマ。

たとえ, 「彼らは権力を持っている」という決まり文句が政治的にその価値を有しているにしても, それは歴史的分析に役立ちえない。

a) 権力は所有されるのではなく, それは中継, 結合, 伝達, 配分などのシステムに従って, 社会的な場の厚み全体において, またその表面全体に対して行使される。

権力は微小な諸要素，つまり家族，性的関係，また同様に住居，近隣関係などを通じて行使される。われわれが社会的な網の目で達する最も細かいところにおいて，〔そこで〕「貫徹し」，行使され，実行されるものとしての権力をわれわれは見出すのである。

b) 権力は行使されることに成功するか，あるいは行使されることに成功しない。つまり，権力は常に，ある数の諸個人の間で，瞬間的で絶えず繰り返される諸対決の一定の形態である。権力は所有されない。というのも権力は演じられるからであり，それは危険を冒すからである。権力は闘争のように勝利するし，また同様に敗北する。権力の核心にあるのは，好戦的な関係であって，領有関係ではない。

c) 権力は，決して全体的・完全に一方的なものではない。一方では，権力を持っている人々，また他方では，それを全く持っていない人々が存在するのではない。権力に対する関係は，受動性 - 活動性の図式の中には収まらない。

勿論，戦略的に特権的な地位を占めており，しかも自らの価値を認めさせ，いくつもの勝利を積み重ね，そしてその階級の利益になるように重層的権力 *Sur-Pouvoir* の作用を獲得しうる「ある階級」が社会的な場には存在する。しかし，この作用は過剰占有あるいは過剰利益の次元では決してない。権力は決して一枚岩ではない。権力はある立場から決して完全には制御されえないのである。

【p.2】

絶えず権力は，個々の小さな部分において演じられる。

かくして，19世紀の労働者貯蓄の問題は，一つの権力闘争の場であった。労働者貯蓄は，空間と時間のなかで，ある生産装置に労働者階級を固定することを必要とする経営者の側から生まれた。しかし経営者の戦略によって課せられたこの労働者貯蓄は，労働者がその時，彼にストライキすることを可能ならしめるいくらかの手持ち資金を確保するという結果をもたらした。

権力と富を同一視することはできない。というのも，権力は内戦を基調として考えるべき一つの永続的戦略だからである。契約を通して，すべての人たちの意志によってある人たちに委ねられるであろう権力という図式を放棄しなければならない。

権力は国家諸機構の中に局在化されるようなものとして描かれることはできない。国家諸機構が内的あるいは外的な闘いの争点 *enjeu* であると述べるのは，おそらく全く十分ではないだろう。

国家機構は，一つの集中的な形態 一つの支えの構造 であり，非常に大きく国家機構からはみ出す権力システムの道具である。かくして，實際上，国家機構の制御や破壊はどちらも，ある権力のタイプを消滅させたり変えたりするのに十分ではない。

国家諸機構とそれらが制御され、機能する権力システムとの間の関係は、フランス君主制の警察装置を考慮する際に明らかになる。この国家機構は権力システムの内部に著しく入り組んでいた。警察装置が〔家族共同体のなかでの〕父権において、また地域的で宗教的な共同体の作用において配分された権力のシステムにかみ合わされる限りにおいてしか、封印状は存在しなかったし、またその限りにおいてしか警察装置は機能しえなかった。警察のこの新しい国家機構が機能しえたのは、まさに社会の中にこの微細な権力の網の目が存在したからであった。われわれは、いかにしてこの小さな権力ピラミッドの頂点にいた人々が、警察装置を機能させるためにそれを奪ったのかということを知った。同じ仕方で、19世紀における刑罰装置は、その可能性の条件である規律・訓練システム、すなわちその担い手が雇い主、工場における監視人、また幹部、職制、下宿屋の家主、労働者に掛け売りする商人などであるところのシステムと連携して機能する。これらすべての諸要素はどれもこれも、刑罰装置が機能することを可能ならしめるようになる権力の諸審級を構成する。(われわれは、いかにして、国家機構とは関係のない小規模な懲罰の重なり合いを通じて、諸個人が刑罰装置の対象となるためにその刑罰装置へと至らしめられたのかということを知っている。)

権力システムを国家機構と区別するだけではなく、また政治構造とも区別しなければならないのである。

[p.3]

もし権力システムにこの拡張を与えるならば、われわれは権力のまさにその作用を非常に深い次元で突き止めざるをえないのである。その時われわれは、権力を一つの生産様式の保証として理解することはできない。(というのも)権力は実際には生産様式の構成要素の一つであり、また権力は生産様式の中心において機能する〔からである〕。われわれは、監禁という諸手段(工場、監獄、共済金庫、精神病院など)の作用が、ある生産様式の保証ではなく、ある生産様式のまさにその構成であったということを知った。確かに監禁の最初の目的は、〔労働者の〕時間を生産の時間に従属させることであった(1. 生産メカニズムの展開への個人の固定。2. 生産のサイクル、つまり経済恐慌、失業への従属。かくして貯蓄はこの従属の手段になっていく。3. 負債と局地的な制御のシステム。そのシステムによって労働者は、労働力が利益になる点まで生産装置のこれこれの場所に固定される)。このようなメカニズムは、ある生産様式の保証を十分に越えて作動する。それは、一つの生産様式を構成する。

封建社会の問題は、主権の行使によって地代の徴収を保証することであった。産業社会の問題は、個人の時間が労働力という形で生産装置に統合されうるようにすることである。すなわち、雇い主が購入する時間が「純粋な時間」ではなく、まさしく労働力でなければならない。言い換えれば、個人の生命の時間を労働力に構成することが問題なのである。

もし、資本蓄積によって特徴づけられる経済

構造が、労働力を生産力に転化することを特徴とするというのが正しいなら、監禁の形態をとる権力の構造は、生命の時間を労働力に転化することを目的とする。監禁とは、経済学の分野における資本蓄積であるものに対応する、権力分野の対語なのである。

「あの有名なポスト・ヘーゲル主義者とともに」人間の具体的存在とは労働であると述べることは間違っている。というのも、人間の生命と時間は本質的に労働ではないからである。それらは、すなわち快楽、非連続性、お祭り、休息、欲求、偶然性、食欲、暴力、略奪などである。資本が連続的な労働力、また市場で絶えず提供される労働力に転化しなければならないのは、まさに爆発的で、瞬間的で、そして非連続的なこのエネルギーすべてなのである。資本は労働力として生命を統合しなければならず、そのことはある強制、つまり監禁システムの強制を意味する。産業社会の抜け目なさは、この強制を行使するために、貧しい人々の閉じ込めという古くからのよく使われたテクニックを継承したことであった。

貧しい人々の閉じ込めは、17、18世紀においては、怠惰によって地理的固定から逃れる人々を固定する方法であり、その地理的固定を通じて主権の行使が行われたのである。この古い制度はその社会全体において一般化されるようになり、それは諸個人を社会的諸装置につなげるために利用されるようになり、かくして資本主義的生産様式を構成するようになる監禁を可能ならしめていくのである。

[p.4]

事実、権力行使のどんな地点も、同時に知の形成の場である。また逆に、確立されたどんな知も、権力の行使を可能ならしめ、かつ保証する。言い換えれば、行われることと言われることを対立させる必要はないのである。

かくして、(集中化された国家が形成された)古典主義時代の人口の行政的な監視においてもそういうことができる。フランスにおける17、18世紀のこの監視は、〔以下のような〕ある種の知を生じさせる権力の諸機能の一つであった。

1. 管理についての知。国家機構を管理した人たちは、ある知を形成し、それを蓄積した。彼らは、調査、観察、経験の後に、どのように税金を課し、計算しなければならないのか、また誰が税金を支払わない性向を持っているのかということを知った。同様に、いかなる住民のうちから兵士を徴集することができるのか、ということなどを知った。

2. 調査についての知。すなわち、ある地域の人口の動向、職人の技術、農学の技術、住民の健康状態に関する調査についての知。これらの調査は、初めは私的なイニシアティブに属していたが、18世紀の後半においては(1760-70)、それらは国家によって引き受けられた。王立医学協会は、かつては〔個々に〕独立した人々を対象にしていた、住民の健康についての調査をコード化し、一般化した。同様に、産業技術についての調査などもコード化され、一般化された。

3. 尋問についての知。一個人の逮捕は、彼の行動についての報告を常に伴っていた。

[p.5]

19世紀以降、これらのテクニックは〔次の〕2つの大きな原則に応じて継承されるようになる。

1. これからは、権力のどんな担い手も、知の構成のある担い手となっていく。つまり権力のどんな担い手も、その担い手に権力を委嘱した人々に、彼が行使する権力と関連したある知を送り返さなければならないであろう。すなわち、命令が実行された仕方、その実行を可能あるいは不可能にした諸条件、この命令の効果、またその効果に加えるべき可能な限りの修正に関して、ある一つの報告は、与えられた命令に対して答えなければならないだろう。すべての知事や検事総長は、報告のこの義務と結びついている。

2. 権力と知の関係形式としての報告（たとえ以前に報告が存在したとしても、それは慣習として単発的でしかなかった。権力の担い手による、彼の上司へのこの反送の体系化、その制度的特徴は、中世経済における複式簿記の発明、あるいは近代テクノロジーにおけるフィード・バックの発明と同様に、権力 知の関係の歴史において重要であった一つの現象である）。報告との関係で、抽象化、一般化、評価、統計という一連の特殊な手段の確立がみられた。統計学は、社会学のようなものを生み出すであろう国家の科学になった。

権力によって多かれ少なかれ資格を与えられ、あるいは価値づけられた、個人のいくつかの助言と認識、要するに個人のそのようなディスクールから、権力が情報を得るために19世紀を待たなかったのは本当である。かくして君主が教育学者に取り巻かれ、王が哲学者、学者、あるいは賢人に相談したのは、19世紀が始まりではない。しかし、19世紀以降、知がそれ自体で、規定に従って、制度的に、一定の権力を備えたものとなる。肉体労働と知的労働の区分内において、19世紀は、知がかなりの量の権力を備えて社会の中で機能しなければならないという新たなものをもたらした。知が権力を持っているのは、まさに権力が知である限りにおいてであり、そして知を受け入れるのは、権力の善意あるいはその好奇心ではない。

あらゆる段階の知が学校装置（またすべての養成装置）によって測定され、算定され、認証される様式は、われわれの社会において、知が権力を行使する資格を持っているということの表現である。

19世紀以降、どんな学者も教授ないし研究所の所長になる。すなわち、(真理を述べ、あるいは助言を与える権力とは別の、社会における権力を行使しない)「自由な状態で」の学者という人物は、その人の知が自ら行使する権力によって直ちに認証されるような人の利益のために消滅する。同様に、19世紀以後、正常と病理の支配者である限りで、患者に対してだけでなく、ある諸集団、社会全体に対してもかなりの権力を行使する医者〔が現れる〕。精神医

学は他の事例である。精神科医の権力は、精神科医を監禁のどんな処置についても相談されるべき専門家にしつつ、精神医学的知に多くの権力を与えた1838年法によって制度化された。

われわれは、社会的な場において、生産と欲求、つまり経済と無意識しか検討しないならば、そこに不明瞭さを容易に与えてしまう。社会学者が諸規則の無言の、あるいは無意識的なシステムしかみず、認識論者がうまくコントロールされていないイデオロギー的な効果しかみないところの権力の諸戦略を研究するならば、実際には、発見されうる、分析のための明白な余地の全体が存在する。その時にこそ、権力の完全に制御され、計算された諸戦略をみるのが可能となるのである。

刑罰システムはその一つの事例である。というのも、刑罰システムの問題を経済の分野で提起するならば、監獄についてにせよ、周辺的な人口についてにせよ、いかなる分析も、その刑罰システムの存在を説明することができないからである。逆に、もし問題が権力 知のレベルで提起されるならば、いかなる幻想的な不透明さも、その時には刑罰システムの分析を妨げない。

刑罰システムとは別に、規律・訓練システムについて言及しなければならないだろう。言い換えれば、形式が監禁であり、目的が労働力の構成であり、手段が規律・訓練あるいは慣習の獲得である装置を備えた一つの社会について言及しなければならないであろう。

[p.6]

19世紀以降、規律・訓練を生産し、強制を課し、慣習を身に付けさせるための大量の諸装置が発展し、かつ不透明にされた。だから、この講義においてなされたことは、社会的ノルムとしての慣習の獲得に台座として役立つこれらの権力諸装置の前史であろう。

18世紀の政治における慣習という言葉は、制度、法、権威についての分析をすることを可能ならしめる批判的な用法をもっていた。〔当時の〕人は、いかなる程度において制度、法ないし権威が基礎づけられうるのかということを知るために〔慣習という〕この概念を使用する。かくして道具として慣習という概念を使用する人間的批判が働くのである。18世紀に人がこの概念を使用するのは、超越性に基礎づけられた伝統的義務といったものの「汚れを取り除く」ためであり、またそれは伝統的義務に代わって契約の純然たる義務を置き換えることである。すなわち、社会的結びつきを契約化するために、慣習によって伝統を批判することである。

19世紀に慣習という言葉は、命令的仕方で使用されるようになる。慣習はそれに従うべきところのものになるだろう。かくして、一つの積極的な与件となる慣習に基礎づけられた、ある倫理の全体が存在する。慣習は契約に対して18世紀におけるのと同じ関係をもたず、それは契約に補足的なものとして理解されるのである。

19世紀において、契約は所有する人々がそれによって互いに結びつけられる法的形態にな

る。契約は、おのおのの所有を保証する形態である。契約とは、交易に法的形態を与えるものである。契約は、諸個人がそれによって彼らの所有物をもとにして同盟（婚姻関係）を結ぶものである。言い換えれば、契約は、ある場合には諸個人と彼らの所有物とのつながりであり、またある場合には彼らの所有物を媒介とした諸個人間の相互のつながりである。

逆に、慣習はそれによって諸個人が生産装置に結びつけられるべきものであり、慣習は、所有していない人々が、それによって彼らが所有していないある装置に結びつけられるようになるものである。慣習は、所有によって結びつけられていない人々にとって、契約の補足物である。

したがって、監禁装置は、強制、徒弟修行、そして懲罰の作用によって慣習をつくりだしつつ、諸個人を生産装置に固定する。この装置は諸個人を特徴づける行動を産出しなければならぬし、それは一社会への諸個人の社会的帰属が明確にされる慣習の一つの連鎖nexusを生産しなければならない。すなわち、この装置はノルムのようなものを生産するのである。

古典的な監禁がノルムの外にある種の諸個人を投げ出したのに対し、また病人、狂人、犯罪者などを閉じ込めることによって、このタイプの装置が〔それらの人たちを〕怪物と見せたのに対し、近代的監禁はノルムを生産するのである。

労働力の構成 監禁装置、つまり規律・訓練的社会、ノルム化の永続的機能。われわれの社

会のタイプを特徴づけているのは、まさにこのような系列である。

【p.7】

その内部で監獄（象徴、権化）が機能する諸権力システムを特徴づけようと望むなら、次のように述べるができるであろう。

18世紀まで人は、権力がヒエラルキーや主権という可視的な形態をとったところの社会を体験した。この権力は烙印、儀式の一つの総体を通じてその諸々の操作を実行した。神話的效果に近いいくつかの英雄物語、つまり君主やその祖先の生涯を語ることを役割とする物語、言い換えれば権力を強化するために主権の過去に再び現代的意味を与えることを役割とする物語がこの権力に合致していた。この権力に付属するディスクール形態としての年代記は、権力機能の一つであった。サン・シモン、ヴォルテールなどを持ちいてさえも、年代記が権力を身振りて演じようと努めるとき、このディスクールが行使されるのは、常に権力の領域 　しかし逆転される権力の領域 　においてである。

19世紀に、それによって権力が行使されるものとは、ある人々が服従するために強いられる慣習によってである。その時、権力は以前の豪華さを放棄しうるのである。権力はノルムの潜行的で日常的な形態をとる。かくして権力は権力としては隠され、また権力は社会として与えられるのである。

17世紀における権力の名声の役割は、その後も引き継がれる。というのも、われわれは

〔それを〕社会意識と呼ぶからである。デュルケムが社会学の対象を見出すようになるのは、まさにこの点においてである。アノミーを参照。つまりデュルケムはアノミーの箇所で、冷やかしのレベルである政治と、決定のレベルである経済とは反対に社会的なものをそのようなものとして特徴づけるものは、強制、「規律・訓練」のシステム以外のなにものでもない」と述べている。すなわち、規律・訓練システムは、それによって権力が行使されるシステムであるが、しかしその権力は隠れるように行使され、またそれは今では、見渡し、叙述することを目的とするひとつの知であり、社会学の対象としての社会であるところのこの現実性として現れるように行使される。社会学の対象としての社会とは、デュルケムが述べているように規律・訓練のシステムなのである。

権力システムに固有な諸戦略の内部で分析されることができなければならないのは、まさにこのシステムなのである。

今や規律・訓練権力に伴うであろうディスクールは、ノルムを命令的なものにするために、そのノルムを基礎付け、分析し、そして明示するディスクールになってきている。その時、王のディスクールは消滅することができるし、またそれは、ノルムを示す人、すなわち監視する人、正常と異常の区分をする人のディスクール、言い換えれば、学校の先生、裁判官、医者、精神科医のディスクール、最後にとりわけ精神分析学者のディスクールに取って代わられうるのである。

アッシリア帝国において、権力の更新の条件は、系譜と過去を周期的に物語る一定の神話的ディスクールによって保証されていた。〔しかし〕今では、権力に結びつけられたディスクールは、一つの規格化するディスクール、つまり人間諸科学のディスクールに取って代わられていくのである。